

## 57 明治八年から一六年までに実施

## された内務省医術開業試験について

樋口輝雄

明治七年発布の「医制」第三七条に基づき、翌八年から「自今新二開業ヲ請フモノ」に対し、まず東京、京都、大阪の三府において医術開業試験が実施された。試験合格者には「右何科医術開業免許候事」との免状が内務省より授与されたが、明治九年一二月発行の『内務省衛生局雑誌』第四号は、八年四月から九年六月までの免状授与者二八名の氏名等を掲載している。試験の実施時期は不明だが、同誌での氏名掲載順序を免状授与順と考えるならば、三府での試験により当初一四名が免状を授与されている。明治九年一月には内務省より「医師試験規則ヲ定ム」が達せられ、明治一七年に「医術開業試験規則」に基づく試験が実施されるまで、各府県下で医術開業試験（所謂「旧試験」）が行われた。

明治一六年末までの旧試験合格者は、のべ三三三〇名であること、また『内務省衛生局雑誌』ならびに『内務省衛生局報告』『官報』を基に演者が作成した旧試験合格者名簿の一部については、第九七回および第九九回本学会学術大会等において報告した。今回は、免状番号が掲載されている横井寛編『内務省免許全国医師薬舗産婆一覧』（明治一五年、同一七年刊、以下「免許医師一覧」）を対校資料として、作成した合格者名簿に基づき、その年齢別構成、新潟県での合格者等について報告したい。

名簿資料とした『内務省衛生局雑誌』等には合格者の氏名、科目（内外科、内科、外科、眼科、産科、歯科、口中科、整骨科）、受験地、本籍地、年齢（免状授与時）が掲載されている。年齢表記は「何年何ヶ月」で、のべ三三三〇名のうち二五名の年齢欄は、空欄もしくは印刷時に抹消されており不明だった。年齢が記載されている三三〇五名は、五〇歳以上七名、四〇〜四九歳四九名、三五〜三九歳六〇名、三〇〜三四歳二六〇名、二五〜二九歳一〇七四名、二〇〜二四歳一八五五名であった。資料中の「何ヶ月」を十進法に換算すると、平均年齢は二五・四〇（凡

そ二五歳五ヶ月)で標準偏差は四・三四であった。最年長者は五六歳三ヶ月で、明治一六年七月〜八月に免状を授与されている(『官報』第四二号、一六年九月二六日発行による)。

旧試験では内外科(一般医科)のほか暫定的に前述の専門科での受験も認めたが、名簿資料では内外科三〇三二名、各専門科二九八名で、二科合格者二五名が含まれている。その内訳は、眼科に合格してのち内外科でも合格した者九名、内科・内外科三名、内科・外科三名、産科・内外科二名、歯科・内外科二名、内科・眼科二名、内外科・眼科二名、内外科・産科一名、眼科・内科一名であった。内外科で合格後も専門科で再度受験し、合格した者が三名いることが興味深い。二科合格者には合格毎に各々一通づつ免状が授与されたので、「医籍編製」のため、明治一八年に「新免状交付旧免状返納」が達せられるまでは二通の免状を所持していたのであろう。なお明治一三年一月発行の『内務省衛生局雑誌』第一六号には、一一年五月から一三年九月までに免状を授与された者一〇二三名が掲載され、その中に「内科兼眼科、群馬県寄

留新潟県、杉本良伯、二六年一ヶ月」とあるが、「内科兼眼科」という免状は発行されておらず、『免許医師一覽』によれば、二四六六号で内科の、二四六七号で眼科の医術開業免状を授与されている。

新潟県下では一一六名が合格しており、新潟県出身者は一一三名、三名は山形、福島、千葉各県の出身者だった。なお、他府県で合格した新潟県出身者は六一名で、寄留先は東京四七名をはじめとして、一〇府県に及ぶ。『新潟大学医学部五十年史(昭和三七年発行)』に掲載された、明治一〇年から一七年五月までの新潟医学学校卒業生八二名の姓名中、七五名が新潟県で、五名が東京府において合格したことが確認できた。

(日本歯科大学新潟歯学部医の博物館)